

平成20年度産業建設常任委員会所管事務調査（研修視察）報告書

○視察年月日 平成20年10月15日（水）・16日（木）

○目的 本委員会が所管する商工業及び観光行政に関する事項について、本市の事業の取組みを把握し、今後の委員会審査の検討資料とすること、また先進地の取組みを調査・研修するため

○視察先 (1) 東京国際展示場（東京ビッグサイト）
(2) 山梨県富士河口湖町役場ほか

京丹後市では、市発足後4年が経過し観光協会が合併した今年、本市の豊かな観光資源を生かした総合的計画的な観光振興をいっそう推進していくため、観光振興に係る条例並びに計画の策定が行われようとしている。

富士河口湖町では、観光立国推進基本法の目的に準拠した「富士河口湖町観光立町推進条例」を平成19年4月から施行し、総合的・計画的な観光振興が図られている。

こうした中で、本委員会としても先進地の取組みを学び、少しでもこれに貢献できればと今回の視察を行ったものである。

また、その途上で同時期に今年で3回目となる丹後ファッションウィーク事業が実施されており、その実施状況の現地視察も行った。

○視察者 松田委員長 松尾副委員長 川村委員 田中委員 谷口委員
三崎委員 由良委員

【東京国際展示場(東京ビッグサイト)】

1 視察日時 平成20年10月15日（水）午後1時30分～2時30分

2 視察内容 京丹後市ファッションウィーク事業「丹後RBA in JC2009A/W」を現地で見る

3 視察概要

(1)丹後 RBA in JC2009A/W

今年は、国内最大の繊維総合見本市「JFW ジャパンクリエーション」に出展し、アパレル・デザイナー・流通業者、また他の出展企業に対し産地及び製造業者の高度な技術力と商品力を紹介すると共に、ビジネス対ビジネスの個別商談により繊維素材の新たな需要開拓を目指して実施される。

会場の東京国際展示場（東京ビッグサイト）はその名の通り巨大な展示場だった。

10月15日（水）から17日（金）までの3日間行われるJFW ジャパンクリエーションには、全国の産地から236件の出展者があるという。その中で丹後産地の出展スペース（228 m²）は最大という。赤の水玉模様の壁で囲われ、「Tango Red Back Attack」の文字。そこに丹後の16社が出展しておられた。（京丹後7社・与謝野町9社）出展コーディネーターの小山氏などに案内してもらった。初日のお昼頃だったためか客足はまだこれからという感じだった。

これまではアパレル用途の素材メーカーが数社、丹後織物工業組合の事業の中でJFW ジャパンクリエーションへ継続して出展している。今回の取り組みにより、和装分野のメーカーを中心に7社が初出展したとのことであった。

多くの商談が成立することを願いながら会場をあとにした。

(2)感想

○補助金が多額なので切ってもいいかなと思いついて見ているが、いろんな人に聞く切ってもらおうと困るという。栃木の人とも話したが、せつかくここまで来たので今さら切るということはしてほしくないという企業が多かった。ここに来なければ商談ができないのかなという一面があるのかと思った。京丹後市の企業がわりと少なかった。

○3回目ということで、わずかな回数ですぐに効果は出ないと思うが、ただ商品を見てもらうというだけでもPRにつながると思う。

初日の昼すぎで早い時間帯でもあったこともあるのか、客はばらばらだった。来年もこういったことを企画すれば今年以上の成果が得られるのかどうかということも、出展された方とか丹工さんとかから話を聞く場を作っていただければと思う。

○お客さんが少なかった。商談をするところは別のところにあったのかなという気がする。いろいろと斬新なものがあつたが、だんだん洋風の方になってしまいがちで、もともとの着物の部分が薄かったかなと残念な感じがする。今後、関係者の人と話し合いができたらと思う。

○広くて、時間がなく回りきれなかった。いろんな素材が揃っていた。やっぱり積極的に出展しているので、店によっては店の側から話しかけられるところがあった。丹後は、控えめな感じがした。あの場所で素材のサンプルを配るなどしたらPRになるかと思った。

○企業としたら補助をしてもらわないとこういうところに出展するのは大変なので、そういう点は分かるが、何回かやっていく中で流れができていくと思うが、ずっと続けるということも金があればいいが・・・。

○今年どういうビジネスになったのか聞かせてほしい。

ブースのセティングは、感じはすごく良かった。いろいろブースを回ってみて、貝細工の製品のところが目立って、すごくいいものだなと感じたし、いろんな分野に開発できそうで提案させてもらった。また、薄い透明な生地から冬物の厚い生地までいろんなちりめんが加工してあってすごく勉強になった。服飾関係の方

にもっとアピールしもっと営業できないかと少しもったいない感じがした。

○全国から来ている他のところも見せてもらったが、その中で京丹後市から出展しているシルクが郡を抜いて質のいいものだと実感した。これがいろんな形で世に出せるようになんとか結果が出せたらと思う。

○丹後の区画が一番大きかったので、丹後は相当力を入れているということは分かった。商談がそれほどできるのかなという心配はあった。

4 所見

①素材のサンプルを配るなどもっと積極的に客にアピールした方が良い。

②費用対効果をしっかりと検証する必要がある。また、与謝野町からの出展企業も多く、費用の分担割合も検討する必要があるのではないかな。

③丹後ファッションウィーク事業も今年で3年目になるがここらできちんと総括し、いつまでも行政に依存するのではなく自立を見通す中で今後の方針を検討する必要があるのではないかな。

【山梨県富士河口湖町役場】

1 視察日時 平成20年10月16日（水）午前9時30分～11時30分

2 視察内容 「富士河口湖町観光立町推進条例」制定の経過と内容など富士河口湖町の観光振興の理念・取り組みなどを学び本市の観光振興に生かす。

3 視察概要

(1)富士河口湖町について

富士河口湖町は山梨県の南東部に位置し、首都の100km圏内にあり中央自動車道、東富士五湖道路により東名自動車道と連絡するなど交通網は充実している。富士箱根伊豆国立公園内の地域にあり、北に御坂山系南に富士山を仰ぎ富士五湖のうち4つの湖、すなわち河口湖、西湖、精進湖並びに本栖湖を抱えるという自然環境に恵まれ、裾野は原生林の青木が原樹海や草地を形成し、放牧場、高原野菜用畑地になっており、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、四季折々の美しい豊かな自然地帯となっている。

平成15年11月15日、河口湖町・勝山村・足和田村が合併し富士河口湖町が誕生した。更に平成18年3月1日、上九一色村南部地区と合併し現在に至っている。合併当時の人口と世帯数は、25,565人、8,518世帯、現在(平成20年4月)は25,743人、8,845世帯で増加傾向にある。面積は158.51平方km。海拔は800mから1,250mである。

(2)富士河口湖町の観光のあゆみ

富士河口湖町は日本のシンボル富士山を眼前に仰ぎ、富士五湖のうち4湖を抱え

るといふ資源性、そして首都圏からわずか100キロメートルほどに立地するなど恵まれた条件がそろっていることから早くから観光地・避暑地として発展してきた。

しかし、20年ほど前まではもっぱら富士登山や湖畔景観といった自然資源に依存した観光地であり、富士山が見える日は良いが見えない日は魅力がどこにあるのかという厳しい評価を受けることも多かった。また、冬季には観光客の姿は全くなく、観光業は春まで休業せざるを得ない状況であった。

平成に入るところから「五感観光」をキーワードとした滞在型・通年型の観光地づくりをめざす官民一体の努力が活発化し、観光地としての幅広い魅力が備わるようになってきた。これらの努力が着実に成果を上げ、現在では年間観光客入込み実数がおよそ900万人（延べ数1,300万人）にまで至り、微増傾向で推移している。宿泊客は約200万人、内外国人客は約1割に当たる19万人弱である。宿泊施設数300軒、宿泊収容人数は2万6,000人超。名実ともに観光が町の基幹産業となっている。

「五感文化構想」について

平成元年～3年頃から言われ始めた。前町長は昭和63年に就任し、当時ふるさと創生事業で3つのことを始めた。一つは富士山グランプリ展。富士山の写真のコンテストを通じて美術館建設につなげていこうという事業であった。二つ目は香りのある里づくり事業。これは主にラベンダーを中心としたハーブを軸に新しい観光魅力を創り出そうというものであった。もう一つは大石紬伝承事業。この地方に伝わる伝統工芸である大石紬を観光に生かしていこうという取り組みであった。この3つを手始めにスタートを切った。

最初「五感文化」という言葉はなかった。こういった事業を取り組んでいくうちにある時ひらめいた。ハーブは香りで鼻を刺激するもの、美術は目を通して心を刺激するもの、紬というのは手を使ってやるものだと。これは人間の五感に訴えるものだというということでキーワードで全部説明できると。

キーワードがひらめいた後はもう「五感文化」ということで総合計画の中にも入ってきた。あと足りないのは舌と耳だということになった。耳に訴えるものとして音楽を使った地域づくりをしていこうということで「ステラシアター」という音楽ホールを建設し、それを使った音楽祭をした。舌に訴えるということはこの地域の観光で一番弱い部分であり、この地域独特の食べ物があまりないということで、ブルーベリーに取り組んだり、サクランボあるいはヤーコンという南米産のイモ科の植物に取り組んだりということで五感文化構想に沿った観光振興の取り組みが行われてきた。この20年のうち特に前半の10年はそれぞれのテーマ施設を造ったりということで“五感文化の河口湖”という一つの形ができた。また、女性に支持されるような観光施設ができたことによって、民間の美術館とかいろんな施設が進出してくるといふ好循環も生まれた。

(3) 条例制定の背景

① 観光を取り巻く社会情勢の変化

団体旅行中心の社会状況では、観光魅力（レジャー施設やイベント等）を創出し、

それを主に旅行代理店に対して発信していくことで観光客の入り込み数を増やすことはほぼ達成できた面がある。

しかし、旅行の個人・グループ化、志向の多様化・成熟化、国際化といった社会情勢の変化により、観光客を受け入れる地域にはより多面的かつ総合的な取り組みが求められる状況となっている。

現代の観光地は、単に施設やイベントが面白いという「点」の魅力だけでは不十分であり、まち全体として自然環境や景観、まちなみ、文化、もてなしなどの総合力が備わっていなければ繰り返し足を運んでもらえる地域にはなれなくなっている。いわば観光地にはまちとしての総合力が求められているが、このような地域づくりを実現するためには場当たりの単発の観光振興施策ではなく、総合的かつ計画的な観光振興施策が必要である。しかし、本町にはそのような観光計画は存在しなかった。

② 地域を取り巻く情勢の変化

富士河口湖町は、前述の通り平成15年さらに平成18年と合併・編入を行い町域が広がった。これにより資源の多様性が高まり、それぞれの地区の魅力を相互補完的に生かしていくことが可能となり、観光地としてのポテンシャル（潜在能力・将来性）は飛躍的に高まったが、ポテンシャルの高さも町全体を俯瞰した総合的な観光振興施策がなければ十分に発揮できない状況であった。

このため観光振興の方向性を定めようとする取り組みが、国土交通省の「観光地域づくり実践プラン」や「VJC 地方連携事業」などであった。それより以前は、市町村が国の省庁と直接連携しながら事業を進めるということは多くなく、市町村が国と連携して観光振興を図るという意識が高かったとは言い難い。しかし、これらの取り組みを通じて、国と地方が連携した観光立国並びに観光立町の必要性、重要性への認識を高めていくこととなった。

③ 観光立国推進基本法の施行

近年国においても、観光が政策の柱としての位置づけを強めており、このことは観光地の現場においても観光振興の追い風として受けとめられた。本町においては、国の施策の方向性をいち早く知り、地域の課題を解決するために国の施策をうまく活用したいという機運が急速に高まっていった。

このような中で、平成19年1月に観光立国推進基本法が策定されることとなったことを受け、本町では国の施策と共同歩調をとった観光立町を強力に推進すべきであるという認識が高まっていった。

(4) 条例制定の経緯

これらの状況を背景として、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要性が高まったとの判断により、富士河口湖町観光立町推進条例を制定することとなった。そこで、観光立国推進基本法の目的に準拠した観光立町の実現という観点から、法との整合性を踏まえつつ条例案の作成を行い、平成19年3月の本会議において全会一致で可決・成立し、4月1日から施行となった。

(5) 条例の概要・特徴

条例は、富士河口湖町観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、前文・総則・基本的施策・富士河口湖町観光立町推進会議に大別される。

(1) 前文

まず、この町が日本のランドマークである富士山と湖などの自然資源に恵まれた観光地であるという前提に立ち、町の発展は観光振興施策と並行したものであること、観光は住民の生活に密着不可分なものであることを述べている。

さらに、「観光立国推進基本法」の目的に準拠した、地域における観光産業の国際競争力の強化及び観光振興に寄与する人材の育成をもってより一層の国際観光交流にまい進することを掲げている。

(2) 総則

条例の目的及び町の責務、町民・観光事業者・観光関係団体それぞれの役割を定めている。

(3) 基本的施策

観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町長は「富士河口湖町観光立町推進基本計画」を定めなければならないと明記している。

(4) 富士河口湖町観光立町推進会議

基本計画について審議し、その実現に向けて推進するための富士河口湖町観光立町推進会議を設置することを定めている。

(詳しくは条例参照)

(6) 条例制定後の取り組み

この条例の最大のポイントは、「観光立町推進基本計画」を町の責務としてつかなければならないと定めたところである。そうすることによって条例にもとづく観光振興計画を町的意思として持つことが明確になった。観光振興計画は平成20年度中の策定を目指している。

昨年8月1日にその審議機関となる観光推進会議が設置された。これは町長を会長とし、議会から1名、各観光関係の長数名、学識経験者の10名以内で構成する。

(現在9名)

その中で、具体案をつくるための推進部会、テーマごとに議論を深める分科会を設置することが決定された。

こういうことで、条例は急ぎ足でつくったがその後の計画づくりに時間をかけている。計画づくりの中で、町民の意見や各界の意見を聞く取り組みをいろんな形で行っている。シンポジウムは昨年3月と今年3月の2回開催した。町の広報誌の中で折にふれその報告、意見募集を呼びかけている。

一番実践的に意見を求めているのは分科会と懇談会である。昨年度は4つの分科会を設置した。

- ① 外国人観光客の受け入れ等に関するもの

- ② サービス、もてなしあるいはユニバーサルデザインに関するもの
- ③ 食・農業・特産品に関するもの
- ④ 景観・観光資源・環境保全に関するもの

この4つの分科会に幅広く町民に入ってもらい、今何が課題なのか、どういう方向に持っていくべきかという形でたくさん意見をもらった。これが基本計画づくりの一番根底になっている。分科会は昨年度それぞれ3回ずつ行った。

今年度は、テーマ別ではなしに、全員に集まってもらって“観光まちづくり懇話会”という形の意見交換の場を設定している。これは分科会のメンバーに加えて、今年2月から別の施策の流れで誕生した“観光まちづくり推進会議”という住民団体がおりそのメンバーも加え、総勢40～50名で意見交換を行っている。

“観光まちづくり懇話会”は、これも国交省のモデル事業で“観光地域プロデューサーモデル事業”というのがあるが、観光地づくりあるいは地域づくりの専門家を地域のスタッフとして、当町の場合はプロデューサーとして山梨大学名誉教授である花岡利幸教授（土木工学・観光のスペシャリスト）を観光課の非常勤職員（週2日）として昨年10月から採用している。他の地域の例を見ると観光協会のスタッフとしてとかいろんな形がある。その方にさせていただいている事業が“観光まちづくり”という取り組みである。これは、従来富士河口湖町が曲がりなりにも観光客を増やしたその数を維持しているそうした努力というのは「観光地づくり」というような形で、例えば観光施設を整備したりあるいはイベントを仕掛けたり、宣伝PR活動に力を入れたりという、いわゆる「観光地づくり」という言葉で理解される活動が多かったが、今後力を入れたいと考えているのは「観光まちづくり」ということである。一見すると観光とは関係ないような活動、例えば商店の活動であったりあるいは住民団体のボランティア活動であったり、そういったいわゆるまちづくりとして語られるようなものが結果としてまちの魅力に結びついていく、それが観光客の満足につながっていくと考える。キーワードとしては「**観光地づくりから観光まちづくりへ**」、そういうことにいま取り組んでいる。そのプロデュースを花岡教授にお願いしている。

その中で、一番取り組んでいるのが人材育成である。その人材育成ということで町民に幅広く呼びかけたところ推進会議に入りたいという方が20数名応募され、町民を中心とした推進会議を立ち上げることができた。それが観光立町の計画の中に合流してきたという流れである。

もう一つ、町民意見の集約の場として考えているのは“地区別懇話会”である。4つの湖があるように町域はかなり広い。観光立町基本計画の中ではエリアにとらわれない全体的な施策もあるが、一方ではエリア特有の施策が必要である。例えば、本栖湖ではこれからどういう方針でいくのか、精進湖ではどうするんだとか、そういったことは地区計画というか地区の住民に意見をうかがう場として懇話会を設置したいと考えている。

条例制定に前後して予算措置はどうなっているかということについては、特別な形では「ない」。ただ、19・20年度は計画策定にかなり予算を使っている。条例

を制定したから予算が大幅に増えたということはない。

(7)今後の課題等

まず基本計画の確実な実行が最大の課題となる。基本計画に基づく3年単位の実施計画を定め、具体的に推進していく。その達成状況は観光立町推進会議に定期的に報告しつつ町民にも公表しながら推進していきたい。

<今後の重点的な施策>

(1)精進湖・本栖湖エリアの魅力の創出

精進湖・本栖湖エリアについては観光的な落ち込みが激しい面があり、地元の要望として是非観光振興に力を入れてほしいというのがある。例えば、昨今の潮流であるニューツーリズム。地域の環境整備にお客さんが参加するとかあるいは地域の資源を生かした樹海の中の散策と地域の食材（例えば、鹿肉）とを組み合わせたツアー。そういったものをうまく精進湖・本栖湖の魅力として創出したいと、今これに力を入れている。樹海のイベントも今年から実施したい。

(2)観光圏整備事業

富士五湖地域という6市町（富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村）の枠組みの中で、一体となった観光振興をしていこうということでいまスタートしたばかりである。例えば、観光サービス、宿泊サービスのグレードアップあるいはサービスの質の向上とか、経済回遊を促すようなイベント。それぞれの町でやっている紅葉祭りを一つのシリーズイベントとして位置づけて売り出していこうとか、そういった連携型の事業に取り組んでいこうというのがこの観光圏の取り組みである。

(3)IVV オリンピアード

これはプロフェッショナル級の選手ではなく市民レベルのスポーツ大会である。今までに10回ヨーロッパで開かれてきたが、初めてアジアで開くということで、第11回大会が当地で行われることになっている。この大会を通じて、国内のお客さんはもちろん海外のお客さんにも積極的に参加してもらい、市民交流のなかでこの地域の良さを知ってほしいと思っている。種目は、ウォーキングが中心であるが他にサイクリング、スイミング、アクアウォーキングもある。

(4)富士山の世界文化遺産への登録

これまでに話し合い、研究がすすんでいる。世界文化遺産になれば当然お客さんの伸びも予測される。逆に言うと、伸びるということを歓迎するばかりではなく、ブームが去ったあとうまくソフトランディングしていく方法、そういったことの研究もしていかなければならないと考えている。

(5)観光庁への職員派遣

これは既に観光課にいた若手の職員を観光庁へ一人派遣している。職員の能力アップということもあるが、ネットワークづくり、情報収集そういった面で活躍してもらい国交省との密接な連携をとっていきたいと考えている。

<今後の政策課題>

(1) 魅力あるまちづくり

観光業をしている人は観光振興に理解を示すが、それ以外の人の中にはどうしてもそんなに観光振興に力を入れるのか、予算を使うのかというかなり懐疑的な目を持った人もある。そういう中で、今力を入れているまちづくりとか観光計画ということについては、観光を業としていない市民の方でも、お客さんとの交流でいろんな生きがいを見つけていったりとか、そういった面で観光客が来ることで町民一人一人の幸福につながっていくというようなことを考えたり、計画したりということに力を入れていきたい。

(2) 景観形成・エコツーリズム

この地域の最大の資源が自然ということなので、自然を保全しながら何とか観光振興を持続していこうということの中心的な考え方としてエコツーリズムというものに力を入れていきたいと考えている。

(3) 公共交通の充実

(4) まちづくり推進組織

観光業を主体とした観光協会とは別に、住民を主体とした観光まちづくり組織をつくりたい。

(8) ハーブ館ほか

① ハーブ館

役場で話を聞いたあと、五感文化構想による実践例であるハーブ館を見学した。

広い駐車場から館内へ入るとハーブを使ったお土産の売店。その奥の温室では鉢物のハーブが栽培され、販売されている。外にはハーブ畑もある。ハーブ入りのソフトクリームも売っている。二階へ上がると、乾燥させたさまざまなハーブが天井から所狭しと吊り下げられ、2～3人の女性の職員さんがいる。ここではこれらを使った手芸が体験できるとのこと。

インストラクターの女性から話を聞く。

「開館したころは、どうしていいか分からないほど大勢のお客さんが来た。最近一番多いのは台湾の人。女性がとてもおしゃれになってきており生活水準が上がってきているを感じる。このごろは北京の人も見える。

ハーブ館は、前町長が「香り」の拠点としてふるさと創生資金1億円の一部を使ってつくった。発想は観光課長の奥さんとか。こんなのどう、などといったという話を当時の町長が聞き建設を決断した。当時は「ハーブ」といっても何のことか知らない人が多いころだった。

ハーブは全館で300種類はある。農家に頼んで作ってもらっている。多いときは20軒くらいに頼んでいたが今はその半分くらいだ。

売上げは最近落ちてはいるがそれでも多い日は150台収容の駐車場が満車になる。

宣伝には、町の職員とハーブ館の職員とが二人一組になって出かける。」

② 冬花火

冬季に観光客を呼び込む方法を考えに考える中で生みだされた。たまたま、夏の花火大会の日が悪天候で花火が残っていた。そうであれを打ち上げてみたらどうだろうということやってみたのが始まり。

今では1月中旬から2月下旬までの毎土・日に行く。今年は13回計画している。冬花火の日には民宿も含めて宿泊施設は満員になる。

帰りの天橋立駅の陸橋に、橋立の冬花火のポスターが貼ってあった。

(9)感想

- 富士河口湖町はメインの富士山と麓に湖があり土台ができあがっている。丹後には素晴らしい海岸線や里山もあるがメインとなるものがない。ここの難しさがある。もっと具体的に聞きたい部分があったが時間が足りなかった。
- 富士河口湖町は、観光立町推進条例を作るにあたってはかなり国の最新情報を活用しているということが随所にうかがえた。丹後の場合もそういうものを活用すべきと思った。条例の内容では、町の意味として基本計画をつくるんだということに最大のポイントがあった。観光を市の産業の柱と位置づけて基本計画を作っているという点では一緒だ。条例はそんなに難しくはないと思うが、計画づくりにここは2年をかけてやっているし、そんな簡単にはいかないと思った。
- 富士河口湖町とうちとでは外国人のシェアに雲泥の差がある。丹後では外国人を断る人が多いらしい。条例を作るにあたって、前文や目的など理想も持ったらいが、やはり丹後の現状をしっかりと把握した上でどういう目標を定めていくかというあたりをしっかりとやっていかないと絵にかいた餅になってしまう恐れがある。
- 国と町と民が一体となって作り上げている感じがした。五感という、女性中心のものすごく考えていると言っておられた。女性を惹きつけるものをつくらないと観光は進みにくいと思う。五感とか健康ランドとか、家族そろって遊べるような山なりのものを作ったり、湖にはもちろんボートもあったが、人形館とかものづくり館とか癒し館とかをつくり上手に観光に取り入れていた。
- 外国の人を受け入れる体制がきちりできていた。丹後も外国人を受け入れるということが大事だ。田舎の雰囲気求めてアジア系の人もたくさん来られているとよく聞く。
- 丹後は織物の町でもあるし、着物を観光と結びつけたり、安心安全な農水産物もたくさんあるし、スイス村、あじわいの郷、稲葉邸など観光名所はたくさんあるが、それらが宙に浮いているというかバラバラでつながっていない。それらを結びつけることが大事だ。
- どこにいてもパンフレットがたくさんあって、この地域を知らない人でもパンフレットを見てすぐ行動できるなどと思った。
- 丹後でもいろんな知恵が地元から湧き出てくると思うので、そういうものをそういうものをどんどん取り入れることが大事なのではないか。
- うちも条例や計画をつくるのはいいと思うが、それ以前の問題として観光協会が

- ばらばらで、条例をつくる前提の部分だが観光分野の環境整備が基本になると思う。お互いに協力して観光振興を図っていこうという環境整備が大事だ。
- 足の引っ張り合いではいけない。
 - PRで、年に2回、町の職員と施設の職員とが二人一組で全国に出かけ、小さなバス会社までパンフレットを持って足を運んでお願いに行っていると言っていた。
 - あのお話を聞いて思ったのだが、四国の馬路村で同じようなことを聞いた。やっぱり行政の人が一緒だと信用があるという話を聞いた。
 - 観光まちづくりは人材作りだと言われていた。人材づくりは町の人意識を変える取り組みだ。
 - 土産場やレトロバス乗り場には大方が外国人客で、外国語が飛び交っていた。そんなところが条例をつくっていた。比較はしにくいけど、条例の制定、基本計画の過程は学ぶものがあった。京丹後市でもつくったら良い。条例をつくるにあたっては、現状をしっかりと把握したうえで、目標を持ちそれにあたる。また計画は一朝一夕にはできない覚悟をしてかからなくてはならない。
 - 条例をつくるに当たっては京丹後の持つ現状をしっかりと把握し、住民の思いを集約しそのことを反映しなくてはならない。
 - アクセスのハンディをプラスに変えるアイディアとパワーが必要、丹後にこういうものがあるから行くんだという、ひきつけるものを観光の中に生かすことだ。
 - 富士山が見える日は良いが、見えない日はどこに魅力があるのかという厳しい批判、冬になると全くお客さんが来ないという問題、これらをどう解決していくのかを考える中で「五感文化構想」を生み出した。冬にお客を呼ぶ方法を考える中で、夏の花火大会が悪天候で残っていた花火を打ち上げてみたらということ、「冬花火」が生み出された。問題を明らかにしてその解決策を真剣に考えることが必要なのでは。
 - 条例とそれを生かした具体的計画とを分けてプランを組んでいた。基本計画をつくるのにかなり年月をかけていた。これが大きな作業にならないかと思った。京丹後市は海岸と山という異質の分野を抱えているのでどういうふうに条例を作り上げるか、里山は里山、海岸は海岸それぞれのチームで考えてもらった中で総合的な計画をどうプラン付けするかということが重要だと思った。
 - 京丹後市の場合、条例や計画を作る前提として観光協会がお互い協力して観光振興をやっていくんだという環境整備が必要だ。漁業組合もあるはず。観光誘致には町の職員と観光施設の職員と一緒に全国へ出かけていき、そして成果を上げている話があった。観光地づくりは人材づくりだと言っておられた。ベースとして市民全体のものとして観光を位置づけていく必要がある。以前網野町観光協会の立ち上げは町をあげて観光に取り組んでいこうということで、町のお店、金融機関、機屋さん各区すべての団体組織が一体になって取り組んだ時代があった。合併のときにこの町をどうしていくのかについてアンケートをした。高校生も参加したそういったものも参考にして京丹後の将来を展望してほしい。

4 所 見

富士河口湖町は富士山や湖など観光資源に恵まれ、首都圏から100キロという地の利を生かして早くから観光地として栄えてきた。更に発展させるため国の施策の方向性を踏まえた観光立町推進条例を制定し、観光立町推進基本計画の制定を町の意味として位置づけて取り組まれていた。先に紹介したように富士河口湖町の先進的な取り組みは京丹後市に生かすべき教訓に満ちている。

私たちの京丹後市は、海・山・温泉などの豊かな自然と古代丹後王国のロマンあふれる遺跡など先人が築いた歴史的遺産に恵まれ、他に負けない魅力ある観光資源を有している。また、機業・農林漁業をはじめ機械金属業など地場産業と観光振興とを結びつけて発展させる新しい可能性もある。これまで培ってきた観光のノウハウと富士河口湖町の「五感文化構想」に学んで、新しい視点と発想で観光のまちづくりをすすめることが重要である。

富士河口湖町は「観光地域づくり実践プラン」など国の支援事業を進めるとともに、国の観光立国推進基本法をふまえて観光立町推進条例を策定し、「観光地づくり」から「観光まちづくり」へと観光振興の基本的考え方を発展させている。また観光は「人材づくり」との考えを重視して、基本計画の協議においてもシンポジウムや懇談会など広く住民を組織しながら住民参加を広げていることは重要な点である。本市においても観光インフラ整備をはじめ、世界からの誘客、子ども・女性・お年寄りの誘客などに留意しつつ、福祉や癒しの分野、地域産業を結びつけた体験プランなど思い切った発想の転換が求められている。そのことを実現する上で観光関係者のみならず他業種、行政、市民各層の総意を汲みつくす取り組みは、「観光まちづくり」の観点からも重要で富士河口湖町以上に努力を要する課題である。

「京都府丹後観光圏整備実施計画」が全国16地域の一つとして国土交通省の認定を受けたことは、北部地域の観光振興にとって大きな意義があり、京丹後市の基本計画においても広域的な観光振興の柱としてしっかり位置づける必要がある。

富士河口湖町においては、観光立町の町民的意識がすでに醸成されており、「観光まちづくり」を町をあげて進めていると強く感じた。本市においても観光振興条例と基本計画の策定の取り組みを通して、観光関係者だけでなく「観光まちづくり」が広く市民のものとなることを期待して所見とする。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策

第 1 節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等(第 7 条・第 8 条)

第 2 節 魅力ある観光地の形成(第 9 条—第 11 条)

第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第 12 条・第 13 条)

第 4 節 国際観光の振興(第 14 条・第 15 条)

第 5 節 観光旅行の促進のための観光の整備(第 16 条—第 22 条)

第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議(第 23 条—第 27 条)

附則

歴史的な世界のシンボルであり日本のランドマークとしての「富士山」を湖とともに与えられた富士河口湖町地域は、風光明媚な自然環境の中で豊富な観光資源に恵まれ国内外から多くの観光客を迎えている地域である。

その恵みを受けた当町では、五感文化構想を基軸として観光施策を展開するとともに四季折々のイベントを催行する等、通年型観光地を目指しているところである。また、未来に向けて、更なる誘客促進と国際的な交流・観光への対応、あるいは他の地域間との交流・連携に向けた「世界に向けた観光エリア」としての存続、実現のために歴史的行事と新しい生活様式を織り交ぜたイベントを催行すること等により、日本文化と諸外国文化の融合による日本と世界各地域間のコミュニケーションの更なる増進と、当町地域住民また日本国民の更なる国際的文化の向上への啓発が期待されるものと確信しているところである。

同時に、当町の発展は観光振興施策と並行したものであり、当地域の観光産業の振興、発展、醸成は、即ち、地域住民の生活基盤を支えるものとして、かつ、観光事業は、正に、地域住民の生活に密接不可分なものであるといえる。

当町では、これら揺らぐことのない地域の環境を礎にし、「観光立国推進基本法」の目的に準拠した地域における観光産業の国際競争力の強化及び観光振興に寄与する人材の育成をもって、未来に向けて、より一層の国際観光交流に邁進するものである。

よって、ここに、富士河口湖町観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、観光立町を実現するための基本理念を定め、町の責務並びに町民、観光事業者(主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立町の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立町の

実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光立町の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、観光旅行を推進することは町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2 観光立町の実現に関する施策は、町内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立町の実現に関する施策は、本町が世界のシンボルであり日本のランドマークとしての富士山を湖とともに与えられた地域として、自然環境の中の豊富な観光資源を提供すべき役割に鑑み、観光を通じた国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。

4 観光立町の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに鑑み、町、町民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町、町民、観光事業者、観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、観光立町の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 町民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等

(富士河口湖町観光立町推進基本計画)

第7条 町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針
- (2) 観光立町の実現に関する目標
- (3) 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に定める基本富士河口湖町観光立町推進会議の審議を経るものとする。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成

(国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第9条 町は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第10条 町は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第11条 町は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第12条 町は、町内の観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、産業、地域の伝統的文化体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第 13 条 町は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第 4 節 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第 14 条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本町の自然、伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議、国際交流スポーツ等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第 15 条 町は、本町と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

第 5 節 観光旅行の促進のための観光の整備

(観光旅行者の本町への来訪の促進)

第 16 条 町は、観光旅行者の本町への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第 17 条 町は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の提供、旅行関連施設の整備、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第 18 条 町は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第 19 条 町は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第 20 条 町は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第 21 条 町は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第 22 条 町は、町民の観光立町に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議

(富士河口湖町観光立町推進会議)

第 23 条 町は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、富士河口湖町観光立町推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 24 条 推進会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、町議会の議員、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 25 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。